



第44号 (昭和38年7月)

目 次

関係法令	1
諸 会 議	1
学 内 諸 報	
荒木文相の来学	1
文理学部長に林教授当選	2
文部省委嘱開放講座	2
学位取得者	2
共済組合だより	2
職 員 消 息	3
通 知	
奨学寄附金委任経理事務取扱規則および	
奨学寄附金受入事務取扱規程の取扱いに	
ついて	3

関 係 法 令

省 令

- 文部第19号 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令 38. 7. 1官報
- 〃 第20号 文部省定員規則の一部を改正する省令 38. 7. 1 〃

規 則

- 人事院 9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則 38. 7. 1官報
- 〃 9-31 隔遠地手当の一部を改正する規則 38. 7. 1 〃
- 〃 9- 8 初任給, 昇格, 昇給等の基準の一部を改正する規則 38. 7. 6 〃
- 〃 9-22 暫定手当の一部を改正する規則 38. 7. 29 〃

公共企業体事項

- 国鉄公示 345 学校・救護施設指定取扱規程の一部改正 38. 7. 13官報

官庁報告

内 閣 人事院の業務状況報告(年次報告)

38. 7. 20官報

諸 会 議

第5回評議会 (7月5日)

(議 題)

1. 昭和38年度予算配付について
 - (1) 本部経費実施計画(案)について
 - (2) 附属図書館予算(案)について
 - (3) 経営短期大学の控除率について
 - (4) 共通経費実施計画(案)について
 - (5) 営繕工事実施計画(案)について
2. 昭和39年度概算要求について
 - (1) 概算要求(案)について
 - (2) 文教施設整備費概算要求総括表について

学 内 諸 報



荒 木 文 相 の 来 学

文部大臣荒木万寿夫氏は、自民党富山県連大会などに出席のため、7月13日朝来県。県庁知事室で記者会見のあと、10時すぎ本学へ視察に来学。

本学では、横田学長はじめ各学部長らの出迎えをうけ、学長室で本学の沿革や実情を聴取、横田学長の案内で学内を一巡、次の視察先県理科センターに向った。

翌14日は午後、大谷技術短大などとともに本学工学部をも視察、同夜急行「北陸」で帰京した。

なお、現職文部大臣の来学は、26年9月天野貞祐、30年3月松村謙三、33年10月灘尾弘吉の各氏について荒木万寿夫氏は4人目である。

(写真は、横田学長から説明をきく荒木文相)

文理学部長に林教授当選

8月末日で任期満了となる高瀬重雄文理学部長の後任学部長の選挙は、7月17日同学部で行なわれ、林良二教授が当選した。新学部長の任期は9月1日から2年間。

林教授は富山市岩瀬出身、富山高校を経て北海道帝大理学部を卒業。昭和17年理学博士。同24年富山高校教授となり、翌25年富山大学教授となった。

文部省委嘱開放講座

昭和38年度の文部省委嘱開放講座は、つぎのとおり文理学部および工学部で、3講座が開設された。

【ドイツ文学講座】

開講の主旨 本県には、いろいろな文学サークルが存在するにもかかわらず、西洋文学、特にドイツ文学の刺戟と理解は少ない。東京のようにさまざまなドイツ文学の普及施設をもたないから、文学志望の青年も教師も一般市民も少数の翻訳書からしか知識を得られない。そこで私たちは、各自が平素大学で講義しているところをできるだけ平易に解説しながら講じ、ドイツ国民の性格の優秀性に寄与したドイツ文学の本質を明らかにしそれによって一般市民の文学への関心を啓発したい。

開講期間 7月15日～8月6日

講座担当 文理学部（ドイツ文学研究室）

講義題目（講師） ゲーテの思想と文学（岡崎初雄），ゲーテと世界文学（平田一郎），ドイツ語の文体（片山操），トーマス・マンとシラー（大谷重彦），E・T・A・ホフマン（奥貫晴弘），ヘルダーの詩学（上野英雄），中世のミンネ思想（松井巖），トーマス・マンの文学（布谷昭美）

【ドイツ文化講座】

開講の主旨 本県は商工業が盛んで、特に薬学関係の会社も多く、ドイツ関係の文化的知識と教養を要望する市民の声も多いが、これに応じられるような教育施設は殆んど見あたらない。私たちはかかる事情を考慮して昨夏文化的教養の普及のためにドイツ文化講座を広く市民に公開することによって、多くの聴講者から多大の感謝を受けた。本年も更にこの目的にそって新しい講義内容で講座をもち、県民文化の向上に寄与したいと考える。

開講期間 9月2日～9月25日

講座担当 文理学部（ドイツ文学研究室）

講義題目（講師） ドイツ文化の本質（岡崎初雄），ドイツ人とロマンテイク（平田一郎），ドイツ人の平和思想（大谷重彦），ドイツ芸術論（上野英雄），ドイツの哲学（雪山俊之），ドイツの外交（馬瀬金太郎），ドイツとキリスト教（田上清貞），ドイツ見たまま

（扇内寛市郎）

【機械・金属工学講座】

開講の主旨 短期間に機械及び金属工学の要点を把握し、富山県産業に寄与するように計画した。即ち講座開設会場近在には、日本曹達・日本ゼオン・東亜合成化学・三越金属・北陸軽金属・三協アルミ・不二越鋼材・日曹製鋼・呉羽製鉄・昭和電工・菱光アセテート・興国人絹・中越合金・吉田工業・十条製紙・中越バルブ・日本鋼管・東化工・日本高周波等著名な工場が沢山あり全国有数の工場地帯として発展しているが、ここに働く若い技術者に機械及び金属工学の一般基礎知識を教授し、生産技術の発展に資するようになりたい。

開講期間 7月15日～7月31日（機械）

8月5日～8月13日（金属）

講座担当 工学部（機械工学教室・金属工学教室）

講義題目（講師） 応用数学（古谷嘉志），材料力学（宮尾嘉寿），機構学（長元亀久男），水力学（三上房男），工業熱力学（井村定久），切削加工（高辻雄三），精密加工（村中利吉），計測（中川孝之），自動車機関工学（風巻恒司），化学工学（若林嘉一郎），自動制御（長元亀久男），品質管理（長元亀久男），精密測定（加藤正），特殊製鉄（森棟隆弘），軽金属材料（室町繁雄），金属組織学（山田正夫），鉄鋼材料（養田実），真空冶金（池田正夫），金属の腐蝕（位崎敏男），金属分析（瀬川安一郎）

学位取得者

薬学部 助教授 小橋恭一

取得学位 薬学博士

学位論文 ウレアーゼの結晶化法ならびに
ウレアーゼの阻害剤について

提出大学 大阪大学

取得年月日 昭和38年6月10日

共済組合だより

文部省共済組合東京宿泊所の開設について

文部省共済組合東京宿泊所（本郷会館）の新築が完了し、10月2日より事業を開始する旨、文部省管理局長から通知があった。利用料金等は下記のとおり。

記

所在地 東京都文京区森川町 1

1. 構造 鉄筋3階建
2. 定員 92名

3. 料 金

(イ) 宿泊料 (1泊)

6畳 30室	1人専用	900円
	2人の場合 1人	600円
	3人の場合 1人	500円

11畳 1室 バス、トイレ付 定員 2名
(1人の場合は2割引) 2,000円

18畳 2室 1人 500円

(ロ) 休憩料 1時間につき 150円

(ハ) 食事料金

朝定食 120円

昼定食 150円 ~ 250円

夕定食 A 200円, B 300円

会議食 300円より予算に応じて

(ニ) 会議室料金

洋室 (1室) 定員 40名

和室 (2室) 各 25名 (但し2室通し可)

3時間まで 1,000円

3時間以上 1,500円

(ホ) 結婚式場(神式) 挙式料 1,700円

その他、貸衣裳等もあり

4. 利用方法

(1) 申込みは、次の事項を明記して施設に直接申込みこと。

(イ) 申込人の住所、氏名

(ロ) 利用年月日、人員(男女別)

(ハ) 食事の要否

(2) 利用は原則として予約申込順になり、利用の可否は、施設から通知する。

利用可能の通知を受けたら、直ちに予約金 100円
(1人1泊につき)を前納すること。

(3) 利用受付開始 昭和38年9月10日

職 員 消 息

住所移転

工 学 部

事 務 員 南 雲 修

通 知

奨学寄附金委任経理事務取扱規則および奨学
寄附金受入事務取扱規程の取扱いについて

このことについて、文部省大臣官房会計課長から、つぎのとおり通知があった。

1. 奨学寄附金委任経理事務取扱規則および
奨学寄附金受入事務取扱規程の制定の説
明について

奨学寄附金委任経理事務取扱規則および奨学寄附金受入事務取扱規程の制定の趣旨について

現在、国立学校における研究奨励のための民間等からの寄附金は、相当多額に上っているが、これらは従来いづれも歳入歳出外に別途に経理されていたものであって、この取扱いについては、しばしば会計検査院からその取扱いの改善を指摘されていたものであり、去る1月28日の「大学の財政について」の中央教育審議会の答申においても、その改善策の必要性が述べられている。また、昨年、行政管理庁から改善勧告があり、このことについては、昭和37年5月15日付国会第94号をもって事務次官から通知されたとおりであって、かねて寄附金の取扱いに関する制度の確立が要求されていたものである。

国立大学における奨学を目的とする寄附金の取扱いについては、学校特別会計法当時において、学生、生徒に貸与または給与する学資金等に要する経費に充てることを目的とする大学並直轄諸学校ニ於ケル奨学寄附金委任経理規程(明治40年3月30日文部省訓令第4号)の制定があつて、この制度は、学校特別会計法の廃止後においても、公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律によってなお引き続き認められていたので、今回これに学術研究または教育研究に要する経費を加え、これらの経費を委任経理金として取扱うこととしたものである。

ただ、公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律第11条第1項では「命令で定めるところにより」と規定されているので、この際奨学寄附金委任経理事務取扱規則(大蔵、文部省令第1号および奨学寄附金受入事務取扱規程(文部省訓令)を制定し、従来の文部省訓令を廃止したものである。

委任経理金の性格について

公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律第11条第1項に規定する委任経理とは、この法律によって認められた国庫金支出の特例(注・・・支出の特例には、このほか会計法第17条から第27条までに規定するものと、帝国学士院学術研究奨励金委任経理ニ関スル件(大正4年法律第13号)に規定するものがある。)であつて、その性格は、おおむねつぎのようなこととなる。

- (1) 国立学校の長に委任経理金として交付された現金は、歳入歳出外現金であつて、その性格は国庫金である。
- (2) 委任経理金は、財政法第44条の規定による資金ではない。従つて、委任経理金で債券を購入したり、あるいは委任経理金を金銭信託する等の運用をすることは認められず、国立学校の長が指定する銀行または郵政官署に預託するにとどまるものである。

- (3) 委任経理金は、その取扱いにあたっては、当該委任経理金を交付された会計年度中に必ず支出を完了しなければならないというものではない。また、繰越承認の手続き、または人件費、物件費、旅費等の科目の整理はこれを要しない。
- (4) 委任経理金の出納保管にあたる出納官吏（歳入歳出外現金出納官吏）は、現金を亡失した場合において、善良な管理者の注意を怠ったときは、会計法第41条の規定による弁償責任を負うこととなるほか、会計検査院の受検対象となり、計算証明規則の定めるところにより計算証明を行わなければならない。
- (5) 経理を委任された国立学校の長は、会計法上の会計機関ではなく、また、予算執行職員等の責任に関する法律第2条に規定する予算執行職員でもない。したがって、同法に規定する責任は、負わない。

奨学寄附金委任経理事務取扱規則および奨学寄附金受入事務取扱規程の説明について

公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律第11条第1項の規定により定めることとなるものは、奨学寄附金の経理の委任に関するもので、この取扱いについては大蔵、文部省令で定め、その前段階である寄附金の受入事務については、文部省訓令で制定されたものである。この規則、規程の取扱いについては、すでに、昭和38年4月1日付け文会総第142号大臣官房会計課長通知をもって、通知されているが、なお、これらについて若干の説明をつけ加えることとする。

まず、従前の「大学並直轄諸学校に於ける奨学寄附金委任経理規程」との相異点を説明することとする。

- (1) 従来は、学生生徒に対する奨学に係るもののみに限定されていたが、今後は研究奨励に対する寄附金も委任経理の対象とされた。
- (2) 国立学校の長に経理を委任できるものは、従来は、「現金および有価証券」であったものを、今後は「現金」に限定された。これは、公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律第11条第1項に規定する「寄附金」とは、「現金」のみを指すものと解されるからである。
- (3) 今回、委任経理を取扱う国立学校の長と現金の出納保管の事務を処理する職員との責務を明確にした。すなわち、国立学校の長は、支出の原因となる行為を行ない、それに伴う現金の出納保管は、歳入歳出外現金出納官吏を命じてこれに行なわせることとなる。
- (4) 今回、あらたに研究者の死亡、退職等のため当該委任経理金を寄附の目的の研究に使用できなくなった場合、または、この規程施行前の委任経理現金でその額が減少し、したがってその使用効果が減ずるにいたった場合においては、文部大臣の承認のみでこれをこれを他の奨学を目的とする経費に充てることができることとした。また、研究の途中において、主たる教官が他の国立学校に

転任した場合においては、文部大臣の承認を得て、その残額を当該他の国立学校に移し替えることができる制度を設けた。

以下、規程および規則の各規定について説明を加えることとする。

奨学寄附金受入事務取扱規程について

- (1) 第1条中「奨学を目的とする寄附金及び有価証券の受入れ」とは、昭和38年4月1日付け文会総第142号大臣官房会計課長通知で、その範囲を述べているとおり、国立学校に対するものはもとより、学部、研究所、教室、研究室等に対するもの、および国立学校の職員の職務上の教育、研究に対して寄附されるものをいう。しかしながら、これらのうち、職員の職務上の教育、研究に対するものは、個人に対する贈与金と区別することが困難である場合も考えられるので、奨学を目的とする寄附金および有価証券で

(イ) 寄附者が法人税または所得税の課税を受ける場合において、当該寄附金に係る部分について、法人にあっては寄附金相当額が損金に算入され、個人にあっては寄附金控除の取扱いを受けるもの

(ロ) 特定の個人が受けた寄附金で、公の教育、研究に使用される旨の証明を国立学校で交付するもの（特定の個人に対する寄附金であっても、公の教育、研究に使用される旨を所属長が証明した場合は、所得税について非課税の取扱いが受けられることになっている。）

は、今後は、この訓令により国立学校が受入れよう措置するものとし、このような場合には教官個人から学校に寄附させることとする。

奨学寄附金受入事務取扱規程では、「現金および有価証券」が受入れられることとされているのに、奨学寄附金委任経理事務取扱規則において、経理を委任するのは「現金」に限られることとなっているのは、すでに述べたように公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律第11条第1項において、経理委任できるのは、「現金」に限られていることによるものである。

従って、奨学寄附金受入事務取扱規程第2条第2項に規定する「有価証券」を受入れたときは、同規程第4条第2項により、直ちに国有財産法または政府所有有価証券取扱規程の定めるところにより、それぞれ管理することとなる。国立学校の長に経理を委任するものは「現金」のみとしているが、国が寄附を受ける場合は、「有価証券」であってもならさしつかえない。なお、この有価証券の寄附受入れから委任経理金にいたる手続きは、昭和38年4月1日付け文会総第142号の大臣官房会計課長通知2の(4)において通知したとおりである。

- (2) 第2条では、奨学寄附金受入れの制限について規定しているが、今回奨学寄附金受入事務取扱規程を制定した趣旨は、現在別途に経理している研究を目的とする寄附

金を国庫金としての経理に移すため、その受入れとこれを処理する場合の特別な経理方法について定めた点にあるのであるから、この意味において、受入れに関する解釈もできるがぎり現状に即して処理されるよう考慮するものとする。ただ、寄附の条件については、国立学校として受入れることができる限度があるので、たとえば、使用残額を返還すること、あるいは購入物品は寄附者の所有にすることなどの条件が附されたものは、受入れることができない。条件等によっては、受託研究とするか委任経理金とするか、検討を必要とするものがあるが、寄附金で研究結果の簡単な報告、収支決算の概要の提出等の軽微な条件が附されているものについては、奨学寄附金としてさしつかえないものとする。また、施設設備のための後援会、P・T・A等の団体が施設設備の充実を目的として行なう財政援助は、従来どおり現物寄附の取扱いをするものとし、また、都道府県その他の法人から直接学生生徒に給与される学資金は、委任経理金の対象とはしないものとする。

- (3) 寄附者の意向によっては、国の機関には寄附しないが職員個人を指定し、当該職員の研究奨励のため、当該職員に対し寄附をするというものがあるが、これについては、当該職員が個人の所有とせず、専ら、職務上の研究に使用するものであれば、寄附者からは職員が受領し、あらためて当該職員が国に寄附する方法をとることとする。
- (4) 第4条第6項に、「国立学校の長は、奨学寄附金が、歳入に納付されたときは直ちに、その旨を文部大臣に報告しなければならない。」と規定されているが、文部省としては、この報告をもって予算の示達要求に替えることとするので、この送付先は、大臣官房会計課第二予算班とする。
- (5) 昭和38年4月1日付け文会総第142号大臣官房会計課長通知の2の(5)に「この訓令施行の際、現に委任経理金以外として経理されている研究奨励にかかる寄附金に現在高があるものは、特に承認したものを除き、新規定により取扱うものとする。」とされているが、各国立学校で現に別途に経理しているものについては、委任経理の対象となるかどうかについて至急検討のうえ、対象となると思われるものについては、この訓令の手續きに準じて直ちに文部大臣あて、承認申請書を提出するものとする。なお、対象となり難いものについては、本省に協議のうえ指示をまって処理することとする。

奨学寄附金委任経理事務取扱規則について

第4条中「受入れ及び払出しは、国立学校の長の命令に基づいて行なわれなければならない。」と規定されているが、これは委任経理金の受入れ、たとえば奨学交付金、預金、利子、貸付金の返還金等の受入れまたは、支払いの原因となる行為は、国立学校の長が行ない、これ

に基づく現金の受入れおよび払出しの事務は、出納官吏が行なうことを規定しているものである。なお、国立学校の長の支払いの原因となる行為については、会計法その他国の会計法令の定めるところによって行なわれなければならない旨の規定はないので、その手続きは、国立学校の長にまかされているが、委任経理金は歳入歳出外のものではあるが国庫金である以上、その取扱いについては、委任経理金の性格の項の(3)でのべたほか、会計法令に準じた取扱いをすることとする。

ただ、次の事項については、これによることとする。

- (1) 旅費の支給については、委任経理金にかかる旅行であっても公務である以上、国家公務員等の旅費に関する法律の規定により支出すること。
- (2) 委任経理金の使用については、その用途以外に使用しない限り別段制約はないが、委任経理金で職員を雇備する場合は、長期にわたるものは好ましくない。
- (2) 昭和38年4月1日付け文会総第142号大臣官房会計課長通知の1の(8)に「委任経理金で取得した物品または研究のための施設は、それぞれ物品管理法または国有財産法の規定の適用を受ける」とされているが、このうち物品の取扱い(分類)については、昭和38年4月26日付け文会総第168号大臣官房会計課長通知で通知のとおり、物品の分類は、「国立学校庁用品」とし、物品の整理区分は物品管理法施行規則別表第一から別表第三までに定めるところによることとなる。なお、寄附条件に従つて学生、生徒に物品を給与した場合は、「譲渡」として整理することとなるが、この場合には、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の規定に基づく取扱いは必要でない。
- (3) 第2条第2項中に、「文部大臣は、前項の規定による交付をするときは、その経理の用途を明らかにするものとする。」と規定されているので、国立学校の長は、その指示による用途以外に使用してはならない。
- なお、第6条中「預託により生じた利子は、委任経理金の増加に充てるものとする。」と規定されているが、出納官吏が異った用途の委任経理金を二種以上保管して同一銀行に預託した場合に、その利子がいずれの委任経理金にいくら生じたものか明らかでない場合は、適宜分割してそれぞれの委任経理金の増加にあてるものとする。
- (4) 附則第2項中「昭和37年度末現在の支払残額は、第2条の規定により交付されたものとみなす。」の規定は、従来の委任経理金の支払残額はこの省令により交付されたものとなる旨の規定であるが、帳簿については、昭和38年4月1日以降、この省令の定める帳簿により整理することとなる。また、この「支払残額」のなかには「大学並直轄諸学校ニ於ケル奨学寄附金委任経理規程」によって交付された有価証券および運用のため取得した有価証

券をも含むものである。なお、この取扱いについては、昭和38年4月1日付け文会総第142号大臣官房会計課長通知（記の1の(Ⅲ)参照のこと）により指示したとおりである。

また、同通知中「具体的な取扱いについては、本省に連絡されたい」としているが、これは数種の委任経理金を一括して、ある特定の使途に充てること、または有価証券については、関係官庁と協議して適当な処分方法を構ずることを指すものであって、その実施を必要とする国立学校は、本省の指示をまっして処理することとする。

文部省訓令

奨学寄附金受入事務取扱規程を次のように定める。

昭和38年4月1日

文部大臣 荒木万寿夫

奨学寄附金受入事務取扱規程

（趣 旨）

第1条 国立学校（国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第2条第1項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）第3条に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ。）における奨学を目的とする寄附金及び有価証券（以下「奨学寄附金」という。）の受入れについては、この規程の定めるところによる。

（奨学寄附金の受入れの制限）

第2条 奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和38年大蔵文部省令第1号）第2条第1項各号に掲げる経費に充てることを目的とする奨学寄附金で、次の各号に掲げる条件以外の条件が附されているものは、これを受入れることができない。

1. 貸与又は給与する学生又は生徒の範囲を定めること
2. 学術研究を指定すること
3. 前各号に掲げるもののほか、当該国立学校の長（当該国立学校が併設又は附置されるものであるときは、当該併設又は附置する国立学校の長とする。以下同じ。）が教育又は学術研究上支障がないと認める条件
2. 奨学寄附金として受入れることができる有価証券は、国債、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条第1項第1号及び第2号に掲げるもの並びに契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第5条第1項第1号から第3号までに掲げるものとする。

（奨学寄附金の受入れの承認）

第3条 国立学校の長は、奨学寄附金を受入れようとする場合は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した書類を文部大臣に提出し、その承認を得なければならない。

1. 寄附金額（有価証券にあっては、証券名、額面金額及び時価）

2. 寄附者の住所、職業及び氏名（法人にあっては、法人名及び主たる事務所の所在地並びに代表者名）
3. 寄附の目的及び条件
4. 寄附金に名称がある場合は、その名称
5. 寄附金の管理の方法
6. その他参考となる事項

（奨学寄附金の歳入納付等）

第4条 国立学校の長は、奨学寄附金の受入れについて文部大臣の承認があったときは、直ちに、受入れるものとする。

2. 前項の規定により受入れた奨学寄附金のうち、有価証券は、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び政府所有有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第7号）の定めるところにより、それぞれ管理するものとする。
3. 第1項の規定により受入れた奨学寄附金が、現金であるときは直ちに、有価証券であるときは当該有価証券について利子の支払又は償還があったときに当該現金又は支払若しくは償還に係る現金を歳入に徴収する処置をとらなければならない。
4. 国立学校の長は、奨学寄附金が、歳入に納入されたときは直ちに、その旨を文部大臣に報告しなければならない。

附 則

1. この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。
2. 大学並直轄諸学校ニ於ケル奨学寄附金委任経理規程（明治40年文部省訓令第4号）は、廃止する。

大蔵、文部省令第1号

公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭和22年法律第42号）第11条第1項の規定に基づき、奨学寄附金委任経理事務取扱規則を次のように定める。

昭和38年4月1日

大蔵大臣 田中角栄

文部大臣 荒木万寿夫

奨学寄附金委任経理事務取扱規則

（趣 旨）

第1条 国立学校（国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第2条第1項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）第3条に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ。）における公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭和22年法律第42号）第11条第1項に規定する奨学を目的とする寄附金（以下「奨学寄附金」という。）の交付及び経理については、他の法令で定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（奨学寄附金の交付及び経理の委任）

第2条 文部大臣は、奨学寄附金で次の各号に掲げる経費に充てるべきものは、当該金額を当該国立学校に交付し、当該国立学校の長（当該国立学校が併設又は附置される

ものであるときは、当該併設又は附置する国立学校の長をいう。)に経理を委任するものとする。

1. 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
2. 学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
3. 学術研究に要する経費
4. 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

2. 文部大臣は、前項の規定による交付をするときは、その経費の使途を明らかにしてするものとする。

(出納官吏の任命)

第3条 前条第1項の規定により経理を委任された国立学校の長(以下「国立学校の長」という。)は、出納官吏を命じ、前条の規定により交付を受けた現金(以下「委任経理金」という。)の出納保管をさせなければならない。

(委任経理金の受払)

第4条 出納官吏の行なう委任経理金の受入れ及び払出しは、国立学校の長の命令に基づいて行なわれなければならない。

(委任経理金の使途及びその変更等)

第5条 国立学校の長は、委任経理金の交付を受けたときは、第2条第2項の規定により示された使途に使用しなければならない。ただし、当該使途に使用することができないこととなった場合においては、文部大臣の承認を得て、使用することができなくなった委任経理金を他の奨学の使途に使用し又は国立学校に移し換えることができる。

(委任経理金の保管等)

第6条 委任経理金は、国立学校の長が指定する銀行又は郵政官署に預託しなければならない。この場合において預託により生じた利子は、委任経理金の増加に充てるものとする。

(委任経理金受払報告書)

第7条 国立学校の長は、毎会計年度、その経理に係る委任経理金について、別紙様式による委任経理金受払報告書を作成し、翌年度の5月31日までに文部大臣に提出しなければならない。

附 則

1. この省令は、昭和38年4月1日から施行する。
2. この省令施行の際、現に国立学校に交付され、当該学校の長にその経理を委任されている奨学寄附金の昭和37年度末現在の支払残額は、第2条の規定により交付されたものとみなす。

昭和38年8月15日

印刷所 昭和印刷株式会社

